

緊急事態宣言解除に伴う最高裁事務総局及び新型  
インフルエンザ等対策本部の事務掌理等の態勢

令和2年6月1日

事務総長は、事務総局の事務を掌理する（裁判所法53条2項）ところ、緊急事態宣言解除後においても、引き続き、在宅勤務等の人の接触を低減する取組が求められていることに伴い、事務総長が在宅勤務をする日は、別紙のとおり、人事局長又は経理局長が在庁し、事務総局内の意見調整を行った上、電話等の手段により事務総長と連絡をとり、事務総局として必要な意思決定等を行う。

ただし、新型コロナウイルス感染症への対応については、新型インフルエンザ等対応業務継続計画に基づく最高裁判所新型インフルエンザ等対策本部の本部長である事務総長が在宅勤務をする日は、同本部の本部長代理である総務局長が在庁し、同本部内の意見調整を行った上、電話等の手段により本部長である事務総長と連絡をとり、同対策本部として必要な意思決定等を行う。

(別紙)

事務総長の在宅勤務予定日のうち

1 人事局長が在庁する日

6月4日(木), 25日(木)

2 経理局長が在庁する日

6月11日(木), 18日(木)